を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

H_{12} ＝ 0.0379

H_{13} ＝ 0.0383

H_{14} ＝ 0.0351

H_{15} ＝ 0.0454

H_{16} ＝ 0.0498

H_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0336

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0506

H_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0335

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0486

H_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0337

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0489

H_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0383

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0442

H_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0382

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433

H_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0375

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0429

H_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0364

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0417

H_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0356

を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）

H_{12} ＝ 0.0379

H_{13} ＝ 0.0383

H_{14} ＝ 0.0351

H_{15} ＝ 0.0456

H_{16} ＝ 0.0503

H_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0337

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0508

H_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0336

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0487

H_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0515

H_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0386

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0445

H_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0384

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0435

H_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0376

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0431

H_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0365

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0419

H_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0357